

## 令和2年度 第2回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

### 1 開催日時

令和2年11月24日（火）18時30分～20時15分

### 2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

### 3 出席者

#### (1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

| 機関名         | 役職名                    | 氏名     |
|-------------|------------------------|--------|
| 広島市小学校長会    | 会長（広島市立千田小学校長）         | ◎森川 康男 |
| 広島市公立中学校長会  | 会長（広島市立翠町中学校長）         | 平口 英文  |
| 広島市立高等学校長会  | 会長（広島市立沼田高等学校長）        | 野依 英二  |
| 広島市児童相談所    | 相談課長                   | 力善 安希乃 |
| 広島法務局       | 人権擁護部第二課長              | 若槻 靖夫  |
| 広島県警察本部     | 生活安全部少年対策課少年サポートセンター所長 | 平垣内 徹  |
| 広島県臨床心理士会   | 副会長                    | 岡田 幸彦  |
| 広島弁護士会      | 子どもの権利委員会委員            | ○内田 喜久 |
| 広島市PTA協議会   | 会長                     | 原本 高男  |
| 広島市医師会      | 常任理事                   | 藤江 篤志  |
| 広島県社会福祉士会   | 子ども家庭支援委員会委員           | 伊藤 由美子 |
| 広島人権擁護委員協議会 | 人権擁護委員                 | 村上 正人  |
| 広島市教育委員会    | いじめ対策推進担当課長            | 横山 善規  |

#### (2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

### 4 議題等（公開・非公開の別）

#### ○ 説明

- (1) 平成31年度のいじめの状況【資料2】（公開）
- (2) 訴訟について【資料3】（公開）
- (3) 相談窓口の紹介について（公開）

#### ○ 協議

- (4) 関係機関と適切な連携を図るために【資料4】（公開）

### 5 傍聴人の人数

0人

## 6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料1～4
- (3) 基礎資料A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

## 7 会議の要旨

### (1) 平成31年度のいじめの状況

事務局が、資料2及び次の内容を説明した。

- ア 全国、本市のいじめの認知件数は、近年増加傾向にあり、平成31年度は過去最多の認知件数となっている。
- イ 平成29年度の市立中学校の生徒の死亡事案に関わって、本市の全小・中・高等学校がいじめの見逃し0を目指し取組を進めているため、平成29年度から平成30年度にかけては、約2倍の増加となっている。
- ウ 学年別で内訳では、前年度とほぼ同じ傾向にあるが、小学校1年生の認知件数が500件を超えている。
- エ いじめの発見のきっかけについては、昨年度までは、本人や保護者からの訴えによる発見が最も多かったが、今年度はアンケートなど、学校の取組による発見が最も多くなっている。再発防止策に取り組む中で、定期的なアンケートや教育相談の充実が、学校の先生に相談してみようという空気が醸成されていると考える。
- オ 認知したいじめが解消しているかは、「いじめの行為が止まっている事」「児童生徒が心身の苦痛を感じていない事」が解消の条件だが、昨年度末の段階で78.6%のいじめが解消している。さらに、今年度6月時点での調査によると、99.8%が解消していると確認している。残りの数件については、いじめの行為自体は止まっており、児童生徒、保護者が不安を感じていることから、学校は見守りを続けている状況である。
- カ いじめの態様については、「ひやかし」「からかい」「悪口をいう」が全体の6割を超えている。「軽くたたかれる」「遊び半分で蹴られる」といった内容が全体の2割、更に、暴力行為と合わせて計上されるようないじめが1割程度となっている。高校生については、SNS上の誹謗中傷によるいじめが多いのが特徴である。

特に質疑はなし。

### (2) 平成29年度の広島市立中学校の生徒の死亡事案に関する訴訟について

事務局が、資料3について説明した。

主な発言【○構成員 ●教委】

- 小学校からいじめがあったということは非常に心苦しいところではあるが、小学校でもいじめの対応はされていたのか。
- 教員は認知した嫌がらせに対しては指導を行っていたようです。この点について、小学校での課題も審議会で整理されています。違法性の有無は審議していませんが、本来どうあるべきだったのかという高い基準をもって課題の洗い出しをしています。

### (3) 相談窓口について

毎年、いじめ問題対策連絡協議会から、子どもたちに相談窓口が書かれたカードを配っています。今後も配っていきませんが、広島市の法務課が LINE のアプリを広島市が作成し、この公式アプリとして LINE の中でも相談窓口に係る情報を載せるように検討している。

### (4) 協議「関係機関と適切な連携を図るために」

各関係機関より、資料4「各関係機関連携協議資料」に沿って「役割」「連携上の留意点」「連携上困ったこと」の視点で説明する。

ア (社会福祉士会より) SSW (スクールソーシャルワーカー) は、いじめ事案より不登校事案に関わることが多い。しかし、不登校の子どもから話を聞くと、いじめについて口にする子どもが多い。いじめ事案で学校から SSW に依頼があるのは、学校と保護者がうまくいかない場合や、保護者同士がうまくいかない場合が多い。

イ (児童相談所より) 児童相談所は虐待だけでなく、いじめを含む子どもの悩みについて、子どもや保護者から相談があれば応じている。ただ、学校で起こっていることなので学校へ伝えることが早い解決につながると考えている。

ウ (中学校長会より) 関係機関との連携の重要さは認識しており、どういった連携ができるのかが分かる具体的な資料があればありがたい。現場は情報が多い方がいい。その中で取捨選択しながらどういった対応ができるのか相談させてもらいたい。

学校現場の困り感として、子ども同士は折り合いをつけているが、保護者がなかなか納得できず対応が長期化することがある (他校では、教員が体調を崩すこともあると聞いている。)

エ (高等学校長会) 高等学校に SC (スクールカウンセラー) が週 1 回常駐しており、専門家からアドバイスがいただける環境があるのは非常に大きい。

高等学校の場合、生徒が学校にいじめを直接訴えることは少ない。2日くらい休み、担任が電話して初めて「ちょっかいをかけられている。」と話があって認知することがある。指導を提案するが、保護者からは、「いじめとして指導すると仲間の関係性が壊れるので困る。指導して子どもが不登校になることが心配だ。」と言われ、対応に苦慮することがある。

連携については、学校だけで解決できないので力を貸してもらいたい。

オ (社会福祉士会より) 子どもは何より「独り」を恐れているように感じる。嫌がらせを受けても、その子から離れようとしない、「関係が壊れるから指導しないでほしい」といった要望がある背景を踏まえた対応が必要である。

学校には、教員の他に SC や SSW が関わっており、それぞれ立場・視点から多様な見立てができる。様々な学校課題がある中で、初動期から、いろいろな立場の人が、どのように考えるかを話し合うことが解決に近づくと考える。

カ (PTA 協議会) いじめの相談が PTA 協議会へ直接あるわけではないが、もしあれば、校長先生に直接相談する。結局は、現場の先生が情熱と時間をかけて対応できるかが重要である。

本当は、クラスメイトの中から声を上げて、助けてあげられるのが一番なのだが。

- キ (小学校長会) いじめの件数の報告であったように小学校はこの問題を切実に考えている。まずは、校長が、どういった機関があるかを改めて確認をし、担任等に適切に伝えることが重要だと考える。
- ク (教育委員会) 学校から教育委員会への報告では、子ども同士は指導に納得して学校に来れるようになって、保護者が納得できないとして学校対応が継続している事案が増えている。保護者に対する再三の説明にもかかわらず納得が得られない場合、どのようにアプローチがあるか関係機関から専門的なアドバイスもらい学校が対応策を選択できるような環境を整えたい。
- ケ (医師会) いじめの被害側に立って、いじめ見逃し0を目指すことも大事だが、いじめは絶対ダメだと、いじめの加害側に指導することも大事だと考える。
- コ (児童相談所) いじめの加害側の視点で言えば、加害の背景に児童虐待がある場合がある。親から暴力で躰けられれば、子どもも、コミュニケーション能力のなさから、暴力以外の解決方法が分からない、ということもある。子どもの背景も見ていくことで解決方法が見えてくることもある。
- サ (教育委員会) いじめ見逃し0を目指す意図としては、「見過ごして被害側が長期に悩んだり苦しんだりするようなことになることは避けたい」という思いでやっている。学校では、未然防止の観点ではずっと取組をしている。学校は、様々な子どもたちがいる中、どんなアプローチをすれば効果があるのかを悩みながら指導している。加害側に対しても、学校は、いろいろな指導・助言のバリエーションを持ちたい。学校だけでは効果が限定的なので、様々な関係機関と連携することが大事だと考えている。
- シ (警察) 子どもは特に時間が経つと記憶が薄れ、事実関係が分からなくなってしまう。初期段階からの迅速な連携が必要である。
- ス (広島法務局・人権教護委員協議会) SOS ミニレターでも情報源の学校に秘密の徹底をお願いしているが、いじめ対応は情報源の秘密を守ることが重要だと考えている。
- セ (臨床心理士会) いじめに関係する子どものカウンセリングを行うことがあるが、その子に関する事前の情報提供をお願いしたい。  
教育とカウンセリング(心理学)は、さまざまな用語が使われるが、双方が前提知識としてそうした用語の意味を共有することが必要である。
- ソ (弁護士会) 弁護士会と、個々の弁護士では行い得ることは違うので、関係機関との連携については留意して書き分ける必要がある。